

三重県犯罪被害者等支援推進計画

年次報告書

(令和6年度)

令和7年9月

三重県



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョット」ちゃん

目次

1. はじめに	P 1
2. 推進計画の概要	P 1
3. 令和6年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況	P 5
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援	P 5
A 相談及び情報の提供	P 5
B 被害の早期回復・軽減のための支援	P 1 2
C 生活再建に対する支援	P 1 4
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	P 1 5
A 総合的な支援体制の整備	P 1 5
B 犯罪被害者等への理解の促進	P 2 0
4. 犯罪被害者等支援施策実施概要	P 2 4
5. 数値目標の進捗状況	P 3 4
6. 令和6年度の実施結果の評価、残された課題	P 3 5
7. 令和7年度の実施の方向性	P 3 8

1. はじめに

県内の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに年々減少を続けていましたが、令和4年から令和6年にかけて、3年連続して増加しています。また、殺人等の凶悪犯罪や悲惨な交通事故は、未だなくなっておりません。

県が平成30年に県内の犯罪被害者等を対象に実施した実態調査では、犯罪被害者等は、犯罪等そのものによる直接的な被害だけではなく、その後も心身の不調や経済的負担の増加、さらには周囲の理解不足による言動等からの二次被害にも苦しめられていることがわかりました。

県では、こうした現状を踏まえ、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に平成31年3月「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和元年12月同条例に基づき、多岐にわたる犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定、令和6年3月には推進計画を改定し、現在第二期を迎えています。

本書は、令和6年度中の県関係部局（警察本部、教育委員会を含む）による犯罪被害者等支援施策の実施状況を取りまとめ、各施策の現状及び今後の方向性を確認することにより、推進計画の進捗状況を管理するとともに、県における犯罪被害者等支援施策の一層の進展を図るものです。

2. 推進計画の概要

（1）計画の期間（第二期）

令和6年度から令和8年度まで

（2）基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の3つの基本方針を掲げています。

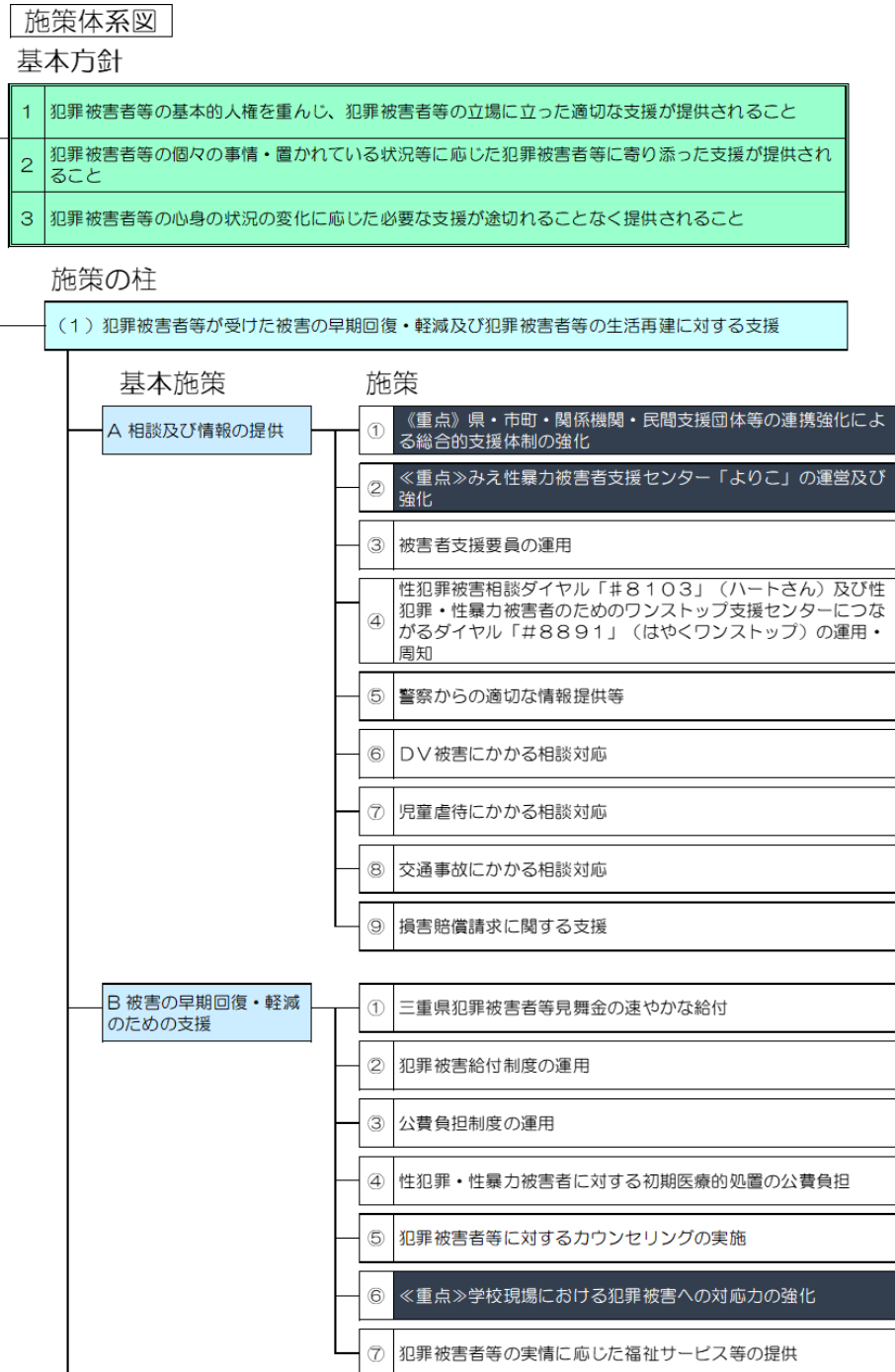
① 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること

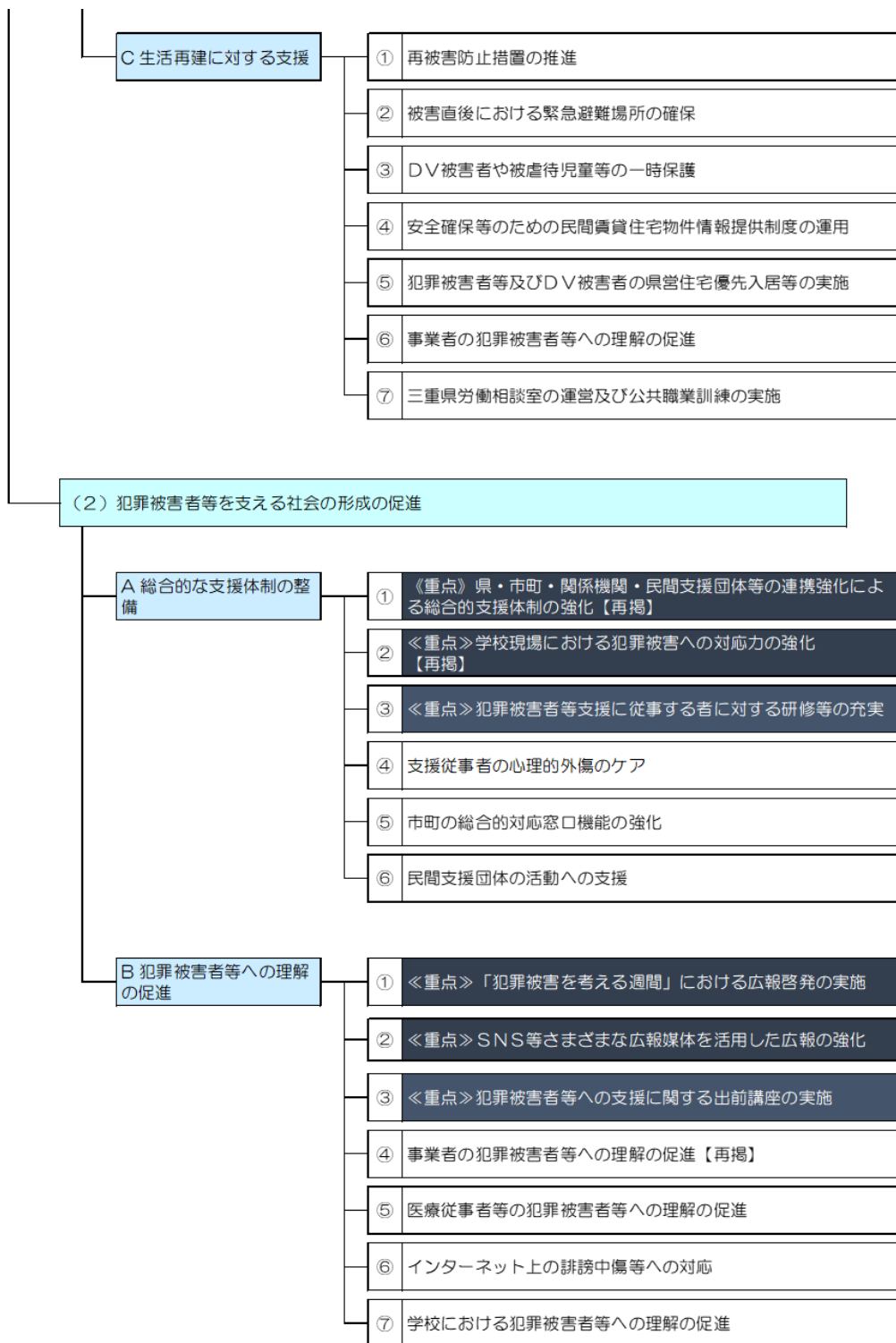
② 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること

③ 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

(3) 具体的施策の体系

具体的施策の体系は、条例第1条の目的に基づき、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つを「施策の柱」とし、それぞれの「施策の柱」を条例に沿って複数の「基本施策」に細分化しました。「基本施策」の下に各「施策」を整理しました。





(4) 進捗管理

推進計画では、年度ごとに各施策の実施状況を取りまとめ、有識者等会議である「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」における意見聴取等により、進捗状況の点検、施策の改善を図ることとしています。

また、以下の数値目標を設け、犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断することとしています。

目標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)	対応する基本施策
① 「犯罪被害者等が受ける二次被害」の認知度※1	83%	100%	<ul style="list-style-type: none">・相談及び情報の提供・犯罪被害者等への理解の促進
② 犯罪被害者等支援施策集等作成市町数	21 市町	29 市町	<ul style="list-style-type: none">・相談及び情報の提供・被害の早期回復・軽減のための支援・生活再建に対する支援・総合的な支援体制の整備
③ 「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	2,920 人	延べ 4,100 人	<ul style="list-style-type: none">・相談及び情報の提供・被害の早期回復・軽減のための支援・総合的な支援体制の整備・犯罪被害者等への理解の促進

※1 県内の大学に通う大学生に対して実施したもの。

3. 令和6年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況

令和6年度における主な施策の実施状況を推進計画の施策体系に沿ってまとめました。全施策の実施状況は、24ページから33ページに掲載しています。

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

条例第15条 相談及び情報の提供

第18条 損害賠償請求に関する支援

① 《重点施策》県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化

i 「コーディネーター」の配置

犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに、総合的な支援体制の整備等に従事する「コーディネーター」を配置しました。

関係機関・団体間の相互連携の促進を図るため、県が実施する、市町等行政機関の職員や民間の支援ボランティア等に対する研修会において、コーディネーターが講話等を実施し、犯罪被害者等支援従事者を育成しました。

ii 「犯罪被害者支援施策市町担当者会議」の開催

犯罪被害者等支援施策について、県と市町が意見交換等を行うことで連携を深めることを目的に、市町の総合的対応窓口担当者が参加する犯罪被害者等支援施策市町担当者会議を開催しました。

三重県くらし・交通安全課、市町（19市町、31人）が参加し、各主体の取組報告、好事例発表や意見交換を行いました。

iii 「犯罪被害者等支援」ブロック別勉強会・意見交換会の開催

県内を6ブロックに分けて、県、市町、警察、関係機関・団体が参加する勉強会・意見交換会を開催しました。

三重県、三重県警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センターの3者が中心となり開催し、市町の担当者とその市町を管轄する警察署の担当者を中心に、三重弁護士会、三重県公認心理師会、法テラス三重地方事務所、津

地方検察庁が参加し、性犯罪事例を素材として、各主体の対応についてのケーススタディなどをしました。

各担当者の対応能力の向上だけでなく、担当者同士顔の見える関係の構築を図りました。

【開催結果概要】

ブロック	実施日	参加市町	参加者
桑名、四日市	10月3日	桑名市、四日市市、東員町、朝日町、川越町	14名
伊勢、鳥羽	10月9日	伊勢市、鳥羽市、志摩市	11名
鈴鹿、津	10月28日	鈴鹿市、亀山市、津市	13名
松阪	11月11日	松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町	13名
東紀州	11月22日	熊野市、御浜町、紀宝町	11名
伊賀	12月2日	伊賀市、名張市	9名

【開催状況 左：桑名・四日市ブロック 右：松阪ブロック】



② 《重点施策》みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化

i 相談受理状況

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」への令和6年度の相談件数は603件（前年度497件、前年比+106件）となりました。

なお、相談方法では電話相談が295件（前年度254件、前年比+41件）と最多となっています。

一方、令和2年6月1日から開始した「DV被害者支援」、「妊娠SOS」、「性暴力被害者支援」合同のSNS相談のうち、「性暴力被害」に関する相談件数は150件（前年度160件、前年比-10件）で、若干減少しました。

被害者の潜在化を防ぐため、3分野合同のSNS相談窓口周知広報ステッカーを作成し、県内全てのコンビニエンスストアに対して配布しました。

【3分野合同SNS相談実績】

相談機関	相談件数（前年度比）
D V	274件（+84件）
妊娠SOS	641件（+8件）
性暴力	150件（-10件）
合計	1,065件（+82件）

**DVや予期しない妊娠、性暴力の被害などについて
だれにも相談できずに悩んでいるあなたへ・・・**

LINEで相談しませんか
ひとりで悩まないでください。相談は匿名でも大丈夫です。

三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談
LINE相談は24時間受け付けていますが、返信は相談時間内になります。それぞれの相談時間については、下の欄をご覧ください。

秘密は守ります
二次元コードから
電話番号、
友だち登録できます。



<p>DVに関する相談窓口</p> <p>相談時間 月～水・木・金 / 9:00～17:00 水 / 9:00～20:00 ※LINE相談は月・火・水のみ</p> <p>電話番号 059-231-5600</p> <p>相談機関 三重県女性相談支援センター （女性暴力相談センター）</p> <p>●相談料 無料 ●相談時間 天候や気象条件などから の都合あり</p>	<p>予期しない妊娠に関する相談窓口 妊娠SOSのみ</p> <p>相談時間 月・水 / 15:00～18:00 土 / 9:00～12:00</p> <p>電話番号 090-1478-2409</p> <p>相談機関 NPO法人 MCサポートセンターみっくみえ</p> <p>●相談料 生体のごと、妊娠のこと 任のこと 等</p>	<p>性暴力被害に関する 相談窓口</p> <p>相談時間 月～金 / 9:00～17:00</p> <p>電話番号 059-253-4115</p> <p>相談機関 三重県（連絡先） 女性暴力被害者支援センター みっく</p> <p>●相談料 緊急性の高い相談 過去の性被害 等</p>
--	--	--

【三重県 DV, 妊娠 SOS・性暴力相談 広報用ステッカー】

ii 相談対応の24時間365日化

令和3年10月1日から、国が同日に設置した「夜間休日対応コールセンター」と連携するとともに、当県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「よりこ」の相談対応時間を平日1時間延長（平日10時から17時まで→平日9時から17時まで）したことにより、相談者の利便性の向上を図りました。

※内閣府設置の「夜間休日対応コールセンター」の概要

国のコールセンターは令和3年10月1日（金）に開設され、現在、平日17時～翌日9時、土日祝、年末年始に運営されています。

夜間休日にコールセンターで受け付けた相談について、緊急性が高い場合は、「よりこ」に連絡が入り、急性期に必要な医療支援（緊急避妊など）等の対応が引き継がれ、緊急性の低い相談については、翌営業日に引き継がれます。

iii 中高生に対する「よりこ」の周知及び性暴力被害防止啓発

若年層の性犯罪・性暴力被害の潜在化を防止するため、中学生向けの「よりこ」広報チラシ及び高校生向けの性暴力被害防止啓発用ノベルテ

ィを教育委員会と連携して県内全ての中学校、高等学校及び特別支援学校（中等部、高等部）に配布しました。

「よりこ」広報チラシは、誰にも相談できずにいる性暴力被害者や、性暴力に関する相談を生徒等から打ち明けられた際の対応に不安を感じている学校職員等に活用してもらうことを目的としています。

一方、性暴力被害防止啓発用ノベルティは、成人年齢の18歳への引下げをふまえ、今後、自ら判断して契約などを行うこととなる高校3年生の生徒向けに、インターネットを経由して若年層が性被害に遭いやすい事例やAV出演被害防止・救済法を知ってもらうことを目的としています。

これらを通じて、支援を必要としている被害者が安心して相談ができ、一人でも多くの支援に繋がるよう、生徒に対して配布してもらうとともに、性暴力の被害に苦しんでいる生徒や保護者の方へ必要に応じて「よりこ」を案内してもらう等の活用を図りました。

【中学生向け「よりこ」啓発チラシ】

～表面～

～裏面～

みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心

性暴力被害に遭われた方へ
お話を聞かせてください。
あなたに合ったサポートを
あなたに提供します。あなたの
気持ちや不安、苦しみを
聞いてあげます。あなたの
気持ちや不安、苦しみは
誰にも話さなくてもいいです。
あなたの話を聞いてあげます。

よりこ
をご存じですか？

相談専用電話
059-253-4115

全国共通ダイヤル #8891

相談時間 9時～17時
上記相談時間以外には、相談対応コールセンターへお電話ください。
メールフォーム、しるし見えて相談 24時間受け付けています。
(夜間は上記時間内ではありません)

LINE 相談もしています！

三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

DVに関する相談窓口
妊娠SOSみえ (妊娠レスキューダイヤル)
性暴力被害に関する相談窓口

みえ性暴力被害者支援センター

よりこ

相談専用電話
059-253-4115

「だれに相談したらいいかわからない」
「話を聞いて欲しい」
「私も被害者かもしれない」
「話を聞いて欲しい」
「話を聞いて欲しい」

よりこにできること

性暴力被害の紹介
性暴力被害の相談
性暴力被害の相談
性暴力被害の相談

性暴力被害に関する相談窓口

性暴力被害に関する相談窓口

性暴力被害に関する相談窓口

【性暴力被害防止啓発用ノベルティ】

～表面～

～裏面～

Stop! 性暴力被害

「よりこ」にできる4つのこと

相談専用電話 059-253-4115

全国共通ダイヤル #8891

相談時間 9時～17時

LINE 相談もしています！

三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

何気ない日常生活の中で、性被害の危険が近づいているかもしれません!!

01 自撮り画像も危険かもしれません!!
02 知らない人からの誘いに
03 男子も被害者になる!!
04 文相相手に写真を送られた!!

2023年7月13日から毎週の曜日が変更されました。

AV出演被害問題を知っていますか？

iv 小学生及びその保護者に対する「よりこ」の周知啓発

性犯罪・性暴力を社会から根絶するためには、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育と啓発を、小学校低学年から繰り返し行っていくことが重要となります。

小学校の低学年児童とその保護者に「プライベートゾーン（自分だけの大切な身体の部分）」についての基礎的な知識を学んでもらうとともに、「よりこ」の支援内容を周知するため、啓発チラシを作成し県内の全ての小学校へ配布しました。児童や保護者に配布してもらうほか、学習教材として利用してもらう等の活用を図りました。

【小学生向け「よりこ」チラシ】

(見開き A 4 サイズ)

(四つ折り A 6 サイズ)

～左頁 児童用～

～右頁 保護者用～

～表～

～裏～



v 未就学児童の保護者に対する「よりこ」の周知啓発

性犯罪・性暴力を社会から根絶するためには、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育と啓発を、未就学の頃から繰り返し行っていくことが重要となります。

未就学の児童をもつ保護者に「プライベートゾーン（自分だけの大切な身体の部分）」や子どもからSOSがあった場合の対応についての基礎的な知識を学んでもらうとともに、「よりこ」の支援内容を周知するため、啓発チラシを作成し県内の全ての幼稚園、認定こども園へ配布しました。児童や保護者に配布してもらうほか、学習教材として利用してもらう等の活用を図りました。

【未就学児童の保護者向け「よりこ」発用チラシ】
～表面～



～裏面～



vi SANE養成

誰にも相談できずにいる被害者を一人でも多く適切な支援に繋ぐために「よりこ」の支援体制の充実が求められています。

そのため、令和3年度に性暴力被害者に寄り添うことができる看護職の募集を行ったところ、県内の医療機関から推薦された3名の看護師は、性暴力被害者支援看護職（SANE：Sexual Assault Nurse Examiner）の養成プログラムを受講しました。

そして、3名の受講者に加え、既にプログラムを受講済みの大学職員を「三重県性暴力被害者医療的支援推進員」として委嘱し、「よりこ」と連携した活動を行える体制を整えました。

令和6年度は、委嘱を受けたSANEが自身の所属する病院の職員に対し、性暴力被害者が病院を受診した場合の対応について理解を深めてもらうためのマニュアルを作成しました。

※ SANEとは…

心身に傷を負った性暴力の被害者に適切なケアを提供するための訓練を受けた、女性の看護師・助産師・保健師です。

健康障害の背後にある暴力被害の可能性に気づき、適切に対応することができます。

警察や医師、相談員等と連携・協力して働くことで二次被害を防いだり軽減することができます。

迅速で適切なケアにより、被害者の回復を早めることに貢献できます。

被害者の意思に応じて、告訴など法的手続きに備え、本人に説明し同意を得ながら証拠を採取し、記録を残します。

(特定非営利活動法人 女性の安全と健康のための支援教育センター作成のリーフレットより引用)

vii 「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定に向けた検討

性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる人権侵害であり、決して許されるものではありません。性暴力は、ひとたび発生すれば、被害者の心に深い傷を負わせ、その回復には長い年月を要します。

三重県における性暴力被害者等からの相談件数は増加傾向にあり、依然として性暴力は身近に存在しており、また、性暴力に対する誤った認識から、不当な差別や偏見、二次被害に苦しんでいる方、声を上げたくても上げられずに悩んでいる方もいます。特に子どもに対する性暴力は、未来ある子どもの尊厳を奪うだけでなく、心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすことから、これを見逃すことなく早期に発見し、子ども及びその家族を支援することが必要です。

このような背景をふまえ、性暴力被害者等への更なる支援の充実とともに、県と市町、県民や学校をはじめとした様々な主体が一体となって性暴力の根絶をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例検討懇話会」を設置し、性暴力被害当事者や専門家の意見を聞きながら「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定に向けて検討を進めました。

⑨ 損害賠償請求に関する支援

i 三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度の運用

犯罪被害者等が加害者に賠償を求め、裁判等で損害賠償命令が確定しても、加害者に資産がない等の理由で支払いを受けられず、さらに時効のため加害者への請求権を失ってしまうことが問題となっています。

そこで、三重県では、時効による加害者への損害賠償請求権の消滅を防ぐため、時効更新手続きに要する費用の一部を補助し、経済的負担を軽減するための三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度の制定に取り組みました（令和6年4月1日から施行）。

※ 対象となる費用…裁判所に対して支払う手数料等、
委任した弁護士に対して支払う費用

ii 三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金制度の制定

犯罪被害者等が加害者に賠償を求め、裁判等で損害賠償命令が確定しても、加害者が不協力で支払いに応じないことが問題となっています。

そこで、三重県では、加害者への損害賠償請求権の実効性を高めるため、加害者の財産の所在を明らかにするための手続きに要する費用の一部を補助し、経済的負担を軽減するための三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金制度の制定に取り組みました（令和7年4月1日から施行）。

※ 対象となる費用…裁判所に対して支払う手数料

B 被害の早期回復・軽減のための支援

条例第 16 条 経済的負担の軽減

第 17 条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

① 三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付

i 見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負った若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者ご本人に見舞金を給付しました。

令和 6 年度は、合計 13 件、180 万円の見舞金の給付を行いました。

申請手続きの援助をみえ犯罪被害者総合支援センターへ委託して、被害者の負担軽減を図るとともに、出来るだけ迅速に給付するため、申請受理から支給までを約 3 週間とする目標で手続を進め、速やかな給付を行いました。

【令和 6 年度見舞金給付実績】

見舞金の種別	給付件数、給付額（前年）
遺族見舞金	1 件、60 万円（3 件、180 万円）
重傷病見舞金	4 件、80 万円（1 件、20 万円）
精神療養見舞金	8 件、40 万円（3 件、15 万円）
合計	13 件、180 万円（7 件、215 万円）

ii 外国語版周知啓発チラシの設置

見舞金を必要としている外国人の犯罪被害者等が確実に見舞金を受け取れるよう制度周知を図るため、外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、簡体中国語）の「三重県犯罪被害者等見舞金広報用チラシ」を三重県 HP に掲載するとともに、県や市町の相談窓口を設置しました。



【三重県犯罪被害者等見舞金チラシ】
（日本語、簡体中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語表記）

④ 性犯罪・性暴力被害者に対する初期的医療処置の公費負担

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」で相談を受けた性犯罪・性暴力被害者に対して、適切な医療的処置が受けられるようにするとともに、緊急避妊処置料、性感染症検査費用等の公費負担ができるよう、連携・協力病院（産婦人科）の整備を行いました。

また、男性被害者が受診できる連携・協力病院を確保するため、医師会と調整を行いました。

令和6年度には、連携・協力病院（産婦人科・泌尿器科）は26病院（うち男性被害者が受診できる連携・協力病院は6病院）に精神科病院が1病院加わり、27病院となりました。

～連携・協力病院に対する協力依頼事項～

1 産婦人科

① 診察、処置

- 性感染症検査（HIV、B型肝炎、梅毒、クラミジア、淋病、その他医師が必要と認める性感染症検査）
- 緊急避妊措置（緊急避妊薬の処方、膈内洗浄）

② 医療費の請求

- 医療費の公費支出に伴う請求事務

③ 患者への配慮

- 待機場所の確保（他の患者の目に触れることのない待機場所の確保）
- 病院内出入口付近の配慮（他の患者の目に触れることのない出入口の配慮）
- 診療時間の対応（他の患者の目に触れないよう診療時間を変えるなどの対応又は休日、夜間における緊急対応）

2 泌尿器科

① 診察、処置

- 外傷等の診察、処置（肛門や尿道への挿入（陰茎、異物等）による外傷、陰茎や睾丸の傷等）
- 性感染症検査（HIV、B型肝炎、梅毒、クラミジア、淋病、その他医師が必要と認める性感染症検査）

② 医療費の請求

③ 患者への配慮 いずれも上記に同じ

3 精神科

① 診察、処置

- 患者の診察

② 医療費の請求

③ 患者への配慮 いずれも上記に同じ

⑦ 犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供

犯罪被害者等の相談に対して適切な情報提供を行うため、県が実施主体等となる事業のうち、支援に役立つ事業を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」を作成し、県庁内各部局、警察、市町等関係機関・団体に配布しました。

また、犯罪被害者等が被害後の記憶・記録を書き込むことで、心や記憶、望む支援や必要な支援を整理して、途切れのない支援を円滑に受けてもらうためのノート「灯り」をみえ犯罪被害者総合支援センター、警察、市町で配布しました。

C 生活再建に対する支援

条例第 19 条 安全の確保

第 20 条 居住の安定

第 21 条 雇用の安定

④ 安全確保等のための民間賃貸住宅物件情報提供制度の運用

令和 2 年 7 月、「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」との「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」を締結しました。犯罪被害者等が犯罪被害や二次被害・再被害防止のために、一時的に転居が必要となった際の安全な居住先の確保と、仲介手数料の免除による経済的負担の軽減を図り、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援に取り組んでいます。

令和 6 年度の同協定に基づく支援実績は 0 件（前年比± 0 件）でした。

※ 支援の概要…希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供、
入居契約時における仲介手数料の免除

⑥ 事業者の犯罪被害者等への理解の促進

事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくための事業者向けパンフレットを県庁内雇用窓口で配布しました。

また、令和 6 年 9 月、令和 7 年 2 月に開催した「三重県犯罪被害者等支援研修会」に事業者の方々に参加いただき、犯罪被害者等支援について理解の促進を図りました。

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

条例第 8 条 総合的な支援体制の整備

第 10 条 支援従事者の育成

第 11 条 支援従事者に対する支援

第 12 条 民間支援団体に対する支援

第 13 条 市町に対する支援

③ 《重点施策》犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の充実

令和 6 年 9 月及び令和 7 年 2 月に、犯罪被害者等支援従事者を対象とした「三重県犯罪被害者等支援研修会」を開催しました。

研修会では、犯罪被害者等支援に携わる医師、公認心理師による講演に加え、犯罪被害者等支援の専門家によるロールプレイング研修を実施することで、実務に直結したノウハウの習得を目指すとともに、関係機関・団体の顔の見える関係の構築を図りました。

【開催結果概要（三重県犯罪被害者等支援研修会）】

実施回	実施日・場所	講師	参加者
第 1 回	9 月 17 日 (火) 三重県庁講堂 (津市)	【講演】 ・三重県くらし・交通安全課 演題「三重県における性暴力根絶・被害者支援の取組について」 ・医師 山田 智子 氏 演題「知ってほしい、性被害を受けた子ども・保護者への対応」	75 人 県職員、市町職員、警察官、支援センター職員、児童相談所職員、女性相談支援センター職員、教育関係者、海上保安官等
第 2 回	2 月 3 日 (月) 三重県庁講堂 (津市)	【講義＋グループワーク】 ・NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター電話相談スーパーバイザー／臨床心理士・公認心理師 磯田 由美子 氏 演題「適切な窓口対応～犯	36 人 県職員、市町職員、警察官、検察官、支援センター相談員等

		<p>罪被害者の特性をより深く理解した上で、傾聴しながら情報収集を行うために～」</p>	
--	--	--	--

【開催状況 左：第1回 右：第2回】



⑤ 市町の総合的対応窓口機能の強化支援

i 総合的対応窓口への支援

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う市町の総合的窓口においては、犯罪被害者等への情報提供の充実をさらに進める必要があります。

そのため、市町の総合的対応窓口に来られた方への交付用の資料として、市町内及び関係機関・団体の支援窓口をとりまとめた「相談窓口等一覧」のひな形を市町へ配布して作成を働きかけました。

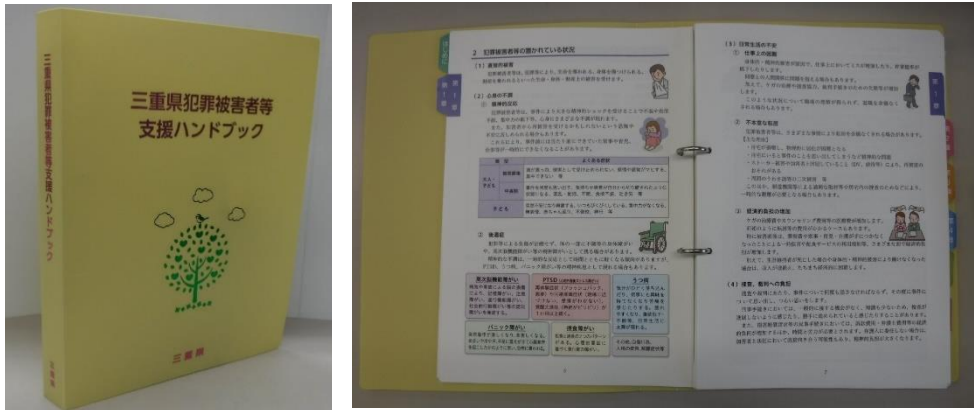
ii 「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用

市町担当者の多くが実際に犯罪被害者等支援を行った経験がなく、支援にかかるノウハウの蓄積は市町によって異なり、加えて、人事異動等により、担当者が替わる度に担当者個々の対応力によって、支援方法や支援内容に差が生じます。

市町職員を中心とした支援従事者の対応力を底上げするため、令和2年度に、犯罪被害者等支援のマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」を、市町やみえ犯罪被害者総合支援センター、三重弁護士会、津地方検察庁等関係機関・団体等に配布しました。

令和6年度には、「犯罪被害者等支援」ブロック別勉強会・意見交換会や三重県犯罪被害者等支援研修会等で同ハンドブックに関する講話やグループワークで活用する等し、窓口担当者のハンドブック活用を促しました。

【三重県犯罪被害者等支援ハンドブック】



iii 「犯罪被害者等支援施策集等」の作成支援

犯罪被害者等支援施策集は、自治体が実施主体となっているものや、他団体に委託・補助を行っている事業のうち、犯罪被害者等の抱える様々な課題への支援に役立つと思われる事業を取りまとめたものです。

市町における関係課との連携体制の構築、支援施策の把握及び適切な情報提供に資するため、市町内の犯罪被害者等支援施策をとりまとめた市町版「犯罪被害者等支援施策集」についてひな形を作成し、施策集未作成の市町に配布して作成を促しています。

また、コーディネーターとともに、各種会議や勉強会等を通じて、施策集未作成の市町に対して犯罪被害者等支援体制整備について助言や意見交換を行うとともに、施策集作成の重要性について説明し、継続して支援を充実させていくよう働きかけました。

現状、施策集等の作成は 23 市町、窓口等一覧の作成は 25 市町となっています。

iv 市町における犯罪被害者等支援条例・要綱の制定、支援内容の充実

市町における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、各市町に対し、犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について情報提供を行いました。

その結果、令和 4 年 10 月には県内すべての市町で条例・要綱が制定されました。

令和 6 年度は、要綱を制定している市町に対する条例の制定や、各市町の支援制度の充実に向けて、各種会議を通じて働きかけを行いました。

なお、令和 7 年 4 月 1 日、御浜町（令和 4 年 4 月 1 日に要綱を制定済み）及び紀宝町（令和 4 年 10 月 1 日に要綱を制定済み）が、新たに条例を制定しました。

○市町における条例等施行状況（令和7年4月1日時点）

市町名	施行月日	支援事業
津市 (条例)	令和4年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 助成金（家事代行、食事宅配、一時保育、通訳、転居、家賃、特殊清掃、カウンセリング）
四日市市 (条例)	令和元年 10月4日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃） ・ カウンセリングの提供
伊勢市 (条例)	令和3年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃）
松阪市 (要綱)	平成31年 4月1日	・ 助成金（家事代行、食事宅配、一時保育、通訳、転居、家賃、特殊清掃、カウンセリング）
桑名市 (条例)	令和2年 9月30日	・ 支援金（遺児30万円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、家賃、転居、真相究明活動） ・ 市営住宅入居の特別配慮
鈴鹿市 (条例)	令和3年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
名張市 (要綱)	令和4年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
尾鷲市 (条例)	令和3年 4月1日	
亀山市 (条例)	令和3年 7月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病等10万円） ・ 助成金（家事代行、食事宅配、一時保育、転居、家賃、特殊清掃） ・ カウンセリングの提供
鳥羽市 (条例)	令和4年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃）
熊野市 (条例)	令和6年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
いなべ市 (条例)	令和2年 10月1日	
志摩市 (条例)	令和4年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃）

市町名	施行月日	支援事業
伊賀市 (条例)	令和4年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
木曾岬町 (条例)	令和3年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
東員町 (条例)	令和4年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円）
菰野町 (条例)	令和3年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
朝日町 (条例)	令和3年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
川越町 (条例)	令和3年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
多気町 (条例)	令和2年 9月25日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
明和町 (条例)	令和2年 7月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
大台町 (条例)	令和4年 6月22日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
玉城町 (条例)	令和4年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
度会町 (条例)	令和2年 9月18日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
大紀町 (条例)	令和2年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
南伊勢町 (条例)	令和2年 12月18日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
紀北町 (条例)	令和3年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
御浜町 (条例)	令和7年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
紀宝町 (条例)	令和7年 4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）

B 犯罪被害者等への理解の促進

条例第 22 条 県民の理解の促進

第 23 条 学校における教育の促進

① 《重点施策》「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施

i 「犯罪被害を考える県民の集い」の開催

社会全体で犯罪被害者等を支えていくという気運の醸成と犯罪被害者等支援に対する県民や事業者の理解促進を図るため、三重県犯罪被害者等支援条例では「犯罪被害を考える週間（11月25日から12月1日まで）」を定めています。

同期間中の令和6年11月30日（土）、四日市市、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターとの共催で、「犯罪被害を考える県民の集い～四日市市犯罪被害者等支援条例制定5周年記念～」を開催しました。

【「犯罪被害を考える県民の集い」開催状況】



【「犯罪被害を考える県民の集い」フロア展示状況】



② 《重点施策》SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化

広く犯罪被害者等支援の気運を醸成するため、県民が犯罪被害者等支援に触れる機会を増やし、犯罪被害者等支援について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機を増やすことが必要です。

そこで、県では令和6年7月19日にイオンモール津南店、令和6年11月16日にイオンモール四日市北店において、広報啓発イベントを開催しました。

犯罪被害者等支援に関するパネル展示と啓発物品の配布を行い、来店客に広く周知するとともに、犯罪被害者の置かれている状況や支援の必要性について理解を深められるイベントにしました。

【イオンモール津南店における啓発】



【イオンモール四日市北店における啓発】



また、広く県民に犯罪被害者等支援について啓発するため、令和6年8月中は三重県立図書館において広報啓発を行いました。

犯罪被害者等支援に関する展示や、県内で活動する自助グループの活動を紹介する等、来館者に支援の必要性について理解を深められる展示を実施しました。

【三重県立図書館における啓発】



さらに、令和6年11月2日には三重刑務所矯正展、令和6年11月18日～11月22日には県民ホールにおいて犯罪被害者等支援広報啓発ブースを設置し、来場者や来庁舎に支援の必要性について理解を深められる展示を実施しました。

また、SNS（X、Instagram）を通じて、広報啓発イベントの様子や「み

え性暴力被害者支援センター「よりこ」についての情報等を発信しました。

③ 犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施

「犯罪被害にあわれた方やご家族等に寄り添い、温かく支え合う地域社会の実現」には、多くの機関・団体等の皆様に、支援の必要性等について正しく理解していただくことが重要です。

県職員が機関・団体等へ赴き、三重県犯罪被害者等支援条例、犯罪被害者等支援の必要性や要領、社会全体で支援するための必要な取組や活動等について事例を交えて説明をする出前講座を2回実施しました。

【開催概要】

実施日	実施先（担当窓口）	参加者
10月23日	津市役所	20人
10月25日	伊勢市役所	35人

【出前講座の実施状況(伊勢市役所)】



④ 医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進

医療従事者の方々に、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防ぐための配慮や犯罪被害者等の心身の状況等の応じた適切な医療を提供していただくためのパンフレットをよりこ出前講座を受講した看護大学生に配布し、犯罪被害者等支援について理解の促進を図りました。

4. 令和6年度の犯罪被害者等支援施策実施結果概要

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	《重点施策》 ①県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的な支援体制の強化	○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
			○県と市町が意見交換等を行い連携を深めることを目的に、担当者会議を開催しました。 (前年度：同様の施策を実施)	
		○県内6ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加する意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。 ・開催状況：6ブロック (前年度：3ブロック、+3回)	○犯罪被害者等への途切れることのない支援を行うため、警察から検察庁への事件送致時に（公社）みえ犯罪被害者総合支援センターの利用状況を連絡することで、関係機関等との相互連携を促進しました。 (前年度：同様の施策を実施)	警察本部
		《重点施策》 ②みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化	○性暴力・性犯罪被害者専門相談窓口として「よりこ」を運営し、関係機関と連携し、ワンストップ支援を実施しました。 ・相談件数：603件（前年度：497件、+106件） ・連携機関会議：1回（前年度：1回、±0回） ・研修会：12回（前年度：16回、-4回） ・直接支援件数：83件 (前年度：62件、+21件)	環境生活部
		○小学生・中学生・高校生に対する「よりこ」の周知及び性暴力被害防止啓発として、県内全ての小学校・中学校・高等学校（特別支援学を含む）に対して広報啓発チラシを配布しました。 (前年度：同様の施策を実施)		
			○未就学児童の保護者に対して、「よりこ」の周知及び性暴力被害防止啓発として、県内全ての幼稚園、認定こども園に対して広報啓発チラシを配布しました。 (新規)	

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	③被害者支援要員の運用	○犯罪被害者等の精神的な負担の軽減を図るため、被害者支援要員を指定し、病院等への付添い、各種制度の説明、関係機関の紹介等の支援活動を行いました。 ・運用件数（年中）：304件 （前年：261件、+43件）	警察本部
		④性犯罪被害相談ダイヤル「#8103」(ハートさん)及び性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながるダイヤル「#8891」(はやくワンストップ)の運用・周知	○性犯罪被害相談電話「#8103」を運用し、24時間体制で、性犯罪被害に関する相談に対応しました。 ・相談受理件数：64件 （前年度：39件、+25件）	警察本部
			○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる電話「#8891」を運用し、県内全ての小学校・中学校・高等学校（特別支援学を含む）及び幼稚園、認定こども園に対して広報啓発チラシを配布し周知しました。	環境生活部
		⑤警察からの適切な情報提供等	○対象事件の犯罪被害者等に対し、随時、捜査状況等の情報提供を行いました。 （前年度：同様の施策を実施） ○刑事手続や関係機関・団体の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し情報提供を行いました。 （前年度：同様の施策を実施）	警察本部
		⑥DV被害にかかる相談対応	○女性相談支援センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関と連携し、総合的な支援を実施するとともに、心理判定員や精神科医師などの専門職員による心のケアも実施しました。 ・相談件数：328件 （前年度：398件、-70件）	子ども・福祉部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	⑦児童虐待にかかる相談対応	○児童相談所において、児童虐待をはじめとする養護相談等に応じるとともに、一時保護を行いました。 ・児童虐待相談対応件数：2,051件（速報値） （前年度：2,162件、-111件）	子ども・福祉部
		⑧交通事故にかかる相談対応	○交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者の本人及びその家族に対して、賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。 ・相談件数：109件 （前年度：105件、+4件）	環境生活部
		⑨損害賠償請求に関する支援	○犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」の施行を開始しました。	環境生活部
	B 被害の早期回復・軽減のための支援	①三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付	○犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を、犯罪被害者等に給付しました。 ・遺族見舞金：1件、60万円 （前年度：3件、-2件） ・重症病見舞金：4件、80万円 （前年度：1件、+3件） ・精神療養見舞金：8件、40万円 （前年度：3件、+5件）	環境生活部
		②犯罪被害給付制度の運用	○給付の対象となる犯罪被害者等に対し、制度の内容や手続について十分に教示するとともに、申請受理や裁定事務をできる限り速やかに行うよう努めました。 ・受理：7件 （前年度5件、+2件） ・裁定：3件 （前年度4件、-1件）	警察本部
		③公費負担制度の運用	○犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため犯罪被害に係る医療費等の一部を公費で負担しました。 ・公費支出件数：63件 （前年度54件、+9件）	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	B 被害の早期回復・軽減のための支援	④性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担	○性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置費用を公費で支出し、経済的・精神的負担の軽減を図りました。 ・公費支出：10件 (前年度9件、+1件)	環境生活部
		⑤犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施	○犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るため、臨床心理士の資格を有する職員がカウンセリングを実施しました。 ・カウンセリング回数：214回 (前年度142回、+72回)	警察本部
		《重点施策》 ⑥学校現場における犯罪被害への対応力の強化	○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。 (前年度：同様の施策を実施)	教育委員会
		⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供	○県の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」を作成し、県庁内各部局、警察本部、市町等関係機関・団体に配布しました。 ・作成部数：270部 (前年度270部、±0部) ○被害後の記憶・記録を書き込むことで、心や記憶、望む支援や必要な支援を整理して、途切れのない支援を円滑に受けてもらうためのノート「灯り」を配布しました。 ・活用実績：15冊 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部 他
	C 生活再建に対する支援	①再被害防止措置の推進	○再被害のおそれの大きい犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定してその要望を把握するとともに、関係機関と連携して、再被害防止に資する関連情報の継続的な教示、防犯指導等を行いました。 (前年度：同様の施策を実施)	警察本部
		②被害直後における緊急避難場所の確保	○犯罪行為の現場になるなどして、自宅での居住が困難となった犯罪被害者等の緊急避難場所を確保するため、一時避難に伴う宿泊費を公費で負担しました。 ・運用件数：7件 (前年度9件、-2件)	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	C 生活再建に対する支援	③DV被害者や被虐待児童の一時保護	<p>○女性相談支援センターにおいて一時保護を実施するとともに、母子生活支援施設等へ一時保護を委託しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護実施人数：実人員 45 名（本人） （前年度 32 名、+13 名） 同伴児童：43 名 （前年度 41 名、+2 名） <p>○児童相談所において一時保護を実施するとともに、児童養護施設等へ一時保護を委託しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待を事由とする一時保護実施人数： 507 名（速報値） （前年度：509 名、-2 名） 	子ども・福祉部
		④安全確保等のための民間賃貸住宅物件情報提供制度の運用	<p>○「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」と「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」に基づき、犯罪被害者等の居住の安定を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用実績：0 件 （前年度：0 件、±0 件） 	環境生活部
		⑤犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先入居等の実施	<p>○犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度について、同制度の適切な運用に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用実績：0 件 （前年度：1 件、-1 件） 	県土整備部
		⑥事業者の犯罪被害者等への理解の促進	<p>○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットを作成し、県庁内雇用関係窓口で配布しました。</p> <p>（前年度：同様の施策を実施）</p> <p>○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。</p> <p>（前年度：同様の施策を実施）</p>	環境生活部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	C 生活再建に対する支援	⑦三重県労働相談室の運営及び公共職業訓練の実施	【労働相談室】 ○労働者や事業主から労働問題に関する相談があった場合、その内容に応じて関係機関や支援制度等の情報提供を行いました。 (前年度：同様の施策を実施) 【公共職業訓練】 ○離職された方の早期の再就職を支援するため、職業訓練の機会を提供しました。 (前年度：同様の施策を実施)	雇用経済部
		《重点施策》 ①県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的な支援体制の強化 【再掲】	○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施) ○県と市町が意見交換等を行い連携を深めることを目的に、担当者会議を開催しました。 (前年度：同様の施策を実施) ○県内6ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加した意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。 ・開催状況：6ブロック (前年度：3ブロック、+3回)	環境生活部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	《重点施策》 ②学校現場における犯罪被害への対応力の強化 【再掲】	○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。 (前年度：同様の施策を実施)	教育委員会

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	《重点施策》 ③犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の充実	<p>○犯罪被害者等支援従事者を対象に、研修会を2回開催し、支援従事者の資質の向上と関係機関・団体の顔の見える関係の構築を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回：講師…医師 山田 智子 氏 参加者…75名 第2回：講師…NPO法人静岡犯罪被害者支援センター電話相談スーパーバイザー 臨床心理士・公認心理師 磯田 由美子 氏 参加者…36名 (前年度：同様の施策を実施) <p>○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援従事者に対し、代理受傷を防止するための研修・ケース会議を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受傷対策実施回数:10回 (前年度：9回、+1回) 	環境生活部
			<p>○犯罪被害者等支援に従事する警察職員を対象に、研修会等を3回開催し、効果的な犯罪被害者等支援活動の推進及び関係機関・団体との連携強化を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者支援担当者研修会 講師…元捜査第一課補佐 廣岡 透友氏 参加者…40名 三重県犯罪被害者支援連絡協議会実務担当者会議 講師…警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課多機関連携係 木元 克巳氏 参加者…65名 犯罪被害者等支援者研修会 講師…三重県公認心理師 仲 律子氏 参加者…86名 	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	④支援従事者の心理的外傷のケア	<p>○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」相談員を対象に代理受傷等に関する研修を行いました。</p> <p>【環境生活部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：12回 (前年度：16回、-4回) <p>○犯罪被害者等支援に従事する警察職員を対象とした代理受傷に関する教養、研修会等を行いました。</p> <p>【警察本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：13回 (前年度13回、±0回) 	環境生活部・警察本部
		⑤市町の総合的対応窓口機能の強化	<p>○ひな形の配布等により、市町の「窓口一覧表」及び「犯罪被害者等支援施策集等」の作成を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援施策集等作成市町数：23市町 (前年度：21市町、+2市町) 	環境生活部
		⑥民間支援団体の活動への支援	<p>○三重県立図書館において、県内で活動する自助グループとコラボして犯罪被害者等支援に関する展示を行いました。</p> <p>(前年度：同様の施策を実施)</p>	環境生活部
	B 犯罪被害者等への理解の促進	<p>《重点施策》</p> <p>①「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施</p>	<p>○11月30日四日市市文化会館（四日市市）において「犯罪被害を考える県民の集い～四日市市犯罪被害者等支援条例制定5周年記念～」を開催（警察は協力）しました。【環境生活部・警察本部】</p> <p>〔プログラム〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演：犯罪被害者ご遺族 渡邊 達子氏、 渡邊 勇氏 ・犯罪被害者支援演奏会 三重県警察音楽隊 ・来場者数：280名 (前年度：同様の施策を実施) <p>○「犯罪被害を考える週間」中、県庁、県地域機関、市町役場、警察署等においてパネル、ポスター等展示を行いました。【環境生活部・警察本部】</p> <p>(前年度：同様の施策を実施)</p>	環境生活部・警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	B 犯罪被害者等への理解の促進	《重点施策》 ② SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化	○県内のショッピングモール等で広報啓発イベントを実施したほか、SNSでイベントの様子や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」についての情報等を発信しました。	環境生活部
		《重点施策》 ③ 犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施	○関係機関・団体等において、出前講座を実施し、条例の周知及び犯罪被害者等支援の必要性や具体的支援要領について事例検討を交えて説明しました。 ・実施回数：2回 (前年度8回、-6回) ・参加者：55名(延べ) (前年度：151名、-96名) ○学校・自治会等において出前講座を実施し「よりこ」の周知及び性暴力被害の潜在化防止を図りました。 ・実施回数：4回 (前年度23回、-19回) ・参加者：497人(延べ) (前年度：983人、-486人)	環境生活部
		④ 事業者の犯罪被害者等への理解の促進 【再掲】	○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットを作成し、県庁内雇用関係窓口で配布しました。 (前年度：同様の施策を実施) ○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
		⑤ 医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進	○医療従事者の方々に、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防ぐための配慮や犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な医療を提供していただくための医療従事者向けパンフレットを作成、配布し、理解の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	B 犯罪被害者等への理解の促進	⑥インターネット上の誹謗中傷等への対応	○総務省、法務省に対し、インターネット上における犯罪被害者等に対する誹謗中傷に対する法整備を含めた早急な対応を求める提言を行いました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
		⑦学校における犯罪被害者等への理解の促進	○犯罪被害者の人権に係わる問題に対する理解を深める学習が教科や特別活動等で行われるよう、人権教育ガイドラインや人権学習指導資料等の活用を促進しました。 ・学習を行った小、中、県立学校：111校	教育委員会
			○犯罪被害者等の現状や、命の大切さの理解、規範意識の向上を図るため、中学、高校生等を対象に、犯罪被害者ご遺族による講演を行いました。 ・実施回数：13回 (前年度18回、-5回) ・参加者：4,096人 (前年度：5,711人、-1,615人)	警察本部

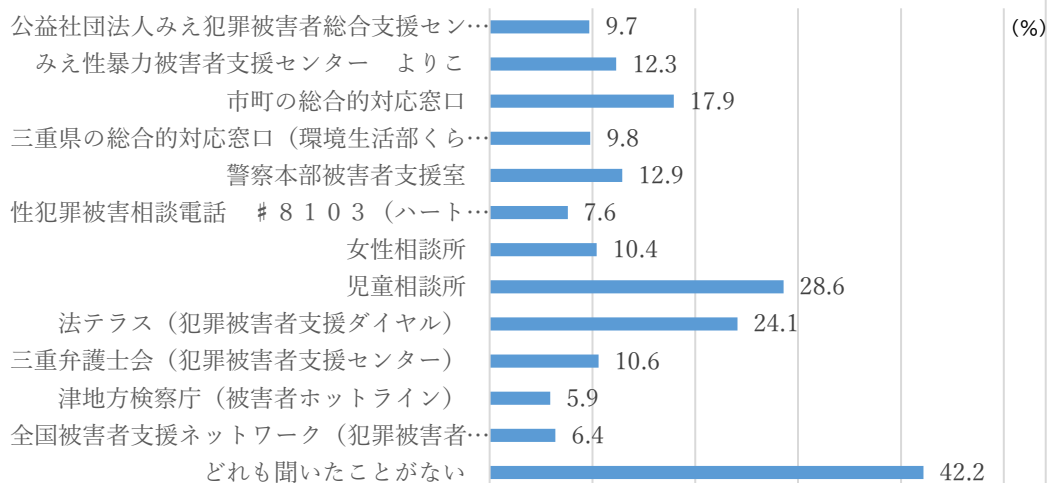
5. 数値目標の進捗状況

数値目標の進捗状況は以下のとおりでした。

目標項目	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和8年度)
① 「犯罪被害者等が受ける二次被害」の認知度	83%	88%	100%
② 犯罪被害者等支援施策集等作成市町数	21 市町	23 市町	29 市町
③ 「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	2,920 人	3,311 人	延べ 4,100 人

【参考】「三重県 e-モニターアンケート」(R6. 7/10～7/16) 抜粋

Q6 あなたが知っている犯罪被害者等支援の相談窓口はどれですか。当てはまるものをすべて選択してください。(複数回答可) 今回調査:n=1000 人 前回調査:n=1000 人



6. 令和6年度の取組結果の評価、残された課題

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

ブロック別に市町との意見交換会を、支援関係団体・機関にも参加いただきながら開催（6ブロック、延べ71人参加）しましたが、各市町と支援関係機関・団体の相互連携体制の確立がまだ十分ではないと判断されるため、今後も、継続して同様の取組を進め、お互いに顔の見える関係を構築する必要があります。また、市町の実務担当者からは対応実例が極めて低いことから生じる不安の声が上がっていることから、今後も、担当者向けのより実践的な研修の開催や、好事例等の情報提供、施策集作成を援助するなど、対応力の向上に向けた取組が必要です。

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」については、令和6年度の相談件数は603件（前年度+106件）となり、依然として多くの相談が寄せられており、性犯罪・性暴力被害に対する相談・支援ニーズが高いことが分かります。また、相談者の低年齢化が進んでいることから、潜在化しやすい性被害を取り残さないため、「よりこ」とその支援内容の周知については、これまでの広報活動に加え、県内全ての小学校・中学校・高等学校（特別支援学を含む）及び幼稚園、認定こども園に対して、広報啓発チラシを配布しました。引き続き、広報活動を進めるとともに、相談しやすい環境づくり、相談・支援体制の強化を速やかに進めていく必要があります。

なお、医療機関との連携については、これまで産婦人科と泌尿器科に限られていましたが、精神科が1病院加わり、現在27病院（男性受診可能6病院）となりました。今後もさらなる協力病院の拡充に引き続き取り組むとともに、急性期に対応できる病院の確保、トラウマ等精神的被害に対応できる病院の確保を進める必要があります。

性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる人権侵害であり、決して許されるものではありません。性暴力は、ひとたび発生すれば、被害者の心に深い傷を負わせ、その回復には長い年月を要します。そのため、性暴力被害者等への更なる支援の充実とともに、県と市町、県民や学校をはじめとした様々な主体が一体となって性暴力の根絶をめざすため、引き続き「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定に向けて検討を進めるとともに、条例を踏まえ、性暴力の根絶に向けた気運の醸成を図る必要があります。

損害賠償請求に関する支援については、三重県犯罪被害者等再提訴費用

助成金制度を令和6年4月1日から施行し、令和7年4月に1件支給しました。引き続き、希望があれば速やかに対応できる体制を整えておくとともに、必要とする被害者等が利用できるよう制度周知を図っていく必要があります。

B 被害の早期回復・軽減のための支援

三重県犯罪被害者等見舞金として13件180万円を支給しました。今後も、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、見舞金を必要としているすべての被害者が見舞金を受け取れるよう制度周知を図っていく必要があります。

支援に役立つツールとして、令和3年度に作成した被害後の心や記憶の整理、望む支援を円滑に受けもらうための被害者のためのノート「灯り」や、支援従事者の対応力の底上げするためのマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の積極的な活用を、会議・研修会等の機会を通じて呼びかけました。しかし、活用実績が低いことから、様々な機会を通じて、支援従事者に対して積極的な「灯り」の配布やハンドブックの活用を呼び掛ける必要があります。

C 生活再建に対する支援

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」締結後、令和6年度中の利用は0件に留まりました。引き続き、希望があれば速やかに対応できる体制を整えておくとともに、必要とする被害者等が利用できるよう制度周知を図っていく必要があります。

犯罪被害者等に対する事業者のさらなる理解を促進させるため、令和7年度以降も、取組を説明する機会や作成したパンフレットを配布する機会を積極的に活用しながら、継続した周知・啓発を進め、事業者との連携を強化し、犯罪被害者に対する勤務変更や仕事内容への配慮等の取組を進める必要があります。

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

令和4年10月時点で、県内全29市町に条例・要綱が制定され、支援のベースは整いました。しかし、その支援内容をみると、市町によって差が生じていることから、被害者の方やそのご家族、ご遺族の方が、その心情に寄り

添った多様な支援を、地域による不均衡なく受けられるよう、支援内容充実に向けた働きかけを行う必要があります。

市町における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立に向けて、全市町で策定を目指している「市町版犯罪被害者等支援施策集等」の作成については、令和6年度末で23市町にとどまっていることから、全市町での策定に向けて働きかけを継続していく必要があります。

さらに、犯罪被害者等への情報提供の充実をさらに進める必要があることから、市町窓口で配布する「相談窓口一覧」の作成や、市町窓口を周知するため、各市町のホームページの整備促進、対応窓口や犯罪被害者支援に関する情報を掲載するよう、働きかける必要があります。

民間支援団体の活動への支援として、県内で活動する自助グループの活動を県ホームページで紹介しているほか、令和6年8月には県立図書館において、活動紹介等の展示を行いました。支援に関する理解を広げるためにも、引き続き、展示機会等を設け、活動の支援に取り組む必要があります。

B 犯罪被害者等への理解の促進

県による「犯罪被害を考える集い」をはじめとした「犯罪被害を考える週間」での啓発事業、「出前講座」を通じた取組のほか、市町での犯罪被害者等への理解促進に向けた広報も拡大しつつあるところですが、「みえ犯罪被害者総合支援センター」や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度は依然として低く、支援に対する理解の促進が必要と考えられます。引き続き、学校・事業所等に対する出前講座やSNS等さまざまな媒体を利用した広報等、より多くの県民に、犯罪被害者等が置かれている立場や状況、支援の必要性について知ってもらう機会を提供していくことが必要です。

7. 令和7年度の取組の方向性

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

- ブロック別意見交換会を開催し、総合的支援体制を構築するため各関係機関・団体の役割分担を明確にし、関係機関・団体との連携を強化します。また、市町担当者会議、研修会を通じて、実践的研修、好事例の情報提供等を行い、市町支援従事者のスキルアップ、不安解消を図ります。
- 総合的な支援体制の強化を進めるため、市町及び関係機関・団体を巻き込んだ会議や研修会の開催等を通じて、顔の見える関係を構築するとともに支援従事者のスキルアップを図ります。

【①県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化】

- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」に対する相談・ニーズが高まり、相談者の低年齢化が進んでいることから、潜在化しやすい性犯罪被害者を取り残さないため、中高校生向けの広報を行う等さらに効果的なよりこに関する周知・啓発に努め、相談しやすい環境づくり、相談・支援体制の強化に努めます。
- 子どもたちが性犯罪・性暴力の被害者にならないよう、児童・生徒に対する出前講座を強化する等、性被害の未然防止や対応、相談窓口等の周知に努めます。
- 性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、トラウマ等精神的被害に対応できる病院の確保等、連携医療機関の充実・拡充に取り組みます。
- 「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定に向けて引き続き検討を進めるとともに、条例の趣旨や制定の背景などを広く県民に広報啓発することにより、性暴力に対する県民の理解促進、性暴力根絶に向けた気運醸成を図ることにより、社会が一体となって性暴力の根絶をめざします。

【②みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化】

- 損害賠償請求に関する支援をするため、再提訴費用助成金と財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金の給付を行うとともに、会議・研修会等様々な機会を通じて、制度周知に努めます。

【⑨損害賠償請求に関する支援】

B 被害の早期回復・軽減のための支援

- 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、制度周知に努めます。

【①三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付】

- 各機関窓口で被害に関する話を繰り返し話さなければならない精神的苦痛を軽減するとともに、各機関の支援に関する情報を一元的に知ることのできるツールである犯罪被害にあわれた方のためのノート「灯り」や、市町職員を中心とした支援従事者の対応力を底上げするためのマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用を促進し、犯罪被害者等への情報提供の充実と被害からの早期回復を図ります。

【⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービスの提供】

C 生活再建に対する支援

- 「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」について、会議・研修会等様々な機会を通じて、制度周知に取り組みます。

【④安全確保等のための民間賃貸住宅物件情報提供制度の運用】

- 犯罪被害者等に対する事業者の理解促進について、パンフレットを配布する機会や研修会等を積極的に活用しながら、継続した周知・啓発に取り組めます。

【⑥事業者の犯罪被害者等への理解の促進】

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

- 「市町版犯罪被害者等支援施策集」の策定に向けた市町への働きかけを強化し、市町役場内における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立を図ります。
- 市町に対する支援内容のさらなる充実を働きかけ、地域による支援内容の不均衡是正に取り組めます。

【⑤市町の総合的窓口機能の強化】

- 県内で活動する自助グループに対して、県ホームページ等で活動を紹介するほか、公共施設における展示機会を設けるなど、活動の支援に取り組みます。

【⑥民間支援団体の活動への支援】

B 犯罪被害者等への理解の促進

- 県民の犯罪被害者等への理解を促進するため、「犯罪被害を考える週間」をはじめとした様々な機会を通じて、「犯罪被害を考える県民の集い」の開催や、商業施設での啓発活動、街頭啓発など、各種広報啓発活動を推進するとともに、「(公社)「みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度向上に取り組みます。

【①「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施】

- 犯罪被害者等の置かれる状況や「(公社)「みえ犯罪被害者総合支援センター」及び「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」等の相談窓口を県民へ幅広く周知するため、SNS等を活用し、年間通じた広報活動を実施します。

【②SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化】

- 出前講座に取り組み、条例の周知や犯罪被害者等支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

【③犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施】

※【】は第二期推進計画の施策名

三重県犯罪被害者等支援推進計画 年次報告書（令和6年度）

令和7（2025）年9月

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2664

FAX：059-224-3069

メール：anzen@pref.mie.lg.jp

県HP：<https://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/ci400015131.htm>